

店舗向けU-SPOT サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

株式会社U-SE (以下「当社」といいます)、「店舗向けU-SPOTサービス契約約款」(以下「本約款」といいます)を定め、これによりインターネット接続サービスと業務用Wi-Fiルーターのレンタルサービスをセットにした店舗向けU-SPOTサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。本サービスの利用に際しては、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

第2条 (本約款の変更)

当社は、本約款を任意に変更することがあります。この場合、契約者は、変更後の本約款の規定に従うものとします。2. 本約款を変更するときは、当社のホームページへの掲載または当社が別に定める方法により契約者に通知します。

第3条 (用語の定義)

用語と意味の表。本サービス、本サービス契約、契約者、契約店舗、光回線、本サービス用通信設備、インターネット接続サービス、店内Wi-Fi接続環境、契約者および契約者の従業員向けWi-Fiサービス、契約店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービス、契約店舗用ダッシュボードサービス。

第2章 本サービスの内容等

第4条 (本サービスの内容)

当社は、契約店舗の光回線を利用して、契約者に対して次のサービスを提供します。①本サービス用通信設備の貸出と敷設 ②インターネット接続サービス ③店内Wi-Fi接続環境の構築 ④契約者および契約者の従業員向けWi-Fiサービス ⑤契約店舗の来店者向けフリーWi-Fiサービス ⑥契約店舗用ダッシュボードサービス ⑦本サービス用通信設備および店内Wi-Fi接続環境の保守・遠隔監視 ⑧本サービスの利用に関するサポートサービス ⑨前号各に付帯する業務 2. 契約者は、本サービスを利用する為の光回線およびコンピュータ、ソフトウェア等を自らの責任と費用負担により用意するものとします。...

第5条 (インターネットサービス)

当社は、契約者に対し、インターネット接続用アカウントおよびパスワード(以下「接続情報」といいます)を、本サービス契約1件に対し1つ貸与します。2. 契約者は、当社が貸与する接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、自らが使用するものとします。...

第6条 (契約者および契約者の従業員向けWi-Fiサービス)

当社は、契約者に対し、契約者および契約者の従業員がWi-Fiサービスを利用するためのSSID情報およびパスワード(以下「Wi-Fi接続情報」といいます)を、本サービス契約1件に対し1つ貸与します。2. 契約者および契約者の従業員は、当社が貸与するWi-Fi接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものと、契約者および契約者の従業員以外の第三者に使用させてはならないものとします。...

第7条 (契約店舗用ダッシュボードサービス)

当社は、契約者に対し、契約者および契約店舗用ダッシュボードサービス(以下、単に「ダッシュボード」という)を使用するための管理用ページのログインIDおよびパスワード(以下「ダッシュボード接続情報」を、本サービス契約1件に対し1つ貸与します。2. 契約者は、当社が貸与するダッシュボード接続情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、自らが使用するものとします。...

第8条 (保守・サポート)

当社は、以下の保守サービスおよびサポートサービスを提供します。①本サービス用通信設備等の保守・遠隔監視 Wi-Fiルーター等の本サービス用通信設備および店内Wi-Fi接続環境の保守・遠隔監視 など、保守の詳細については、第4章に定めるといいます。②サポートサービス 契約者および契約店舗の来店者からの、本サービスに関する電話・WEB等によるお問い合わせへの対応

第9章 本サービス契約

第10条 (契約の成立)

本サービス契約は、前条の申込を当社が承諾し、当社が発行した本サービスに係る登録証を契約者が受領した日をもって成立します。

第11条 (登録事項の変更)

契約者は、氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先、契約店舗の名称および所在地等の申込書に記載された事項に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続きを行うものとします。

第12条 (本サービス用通信設備の設置条件)

契約者は、本サービス用通信設備の敷設に必要設置場所を当社に無償で提供するものとします。

第13条 (貸与物の管理)

契約者は、当社から貸与された本サービス用通信設備等(以下「貸与物」といいます)を善良なる管理者の注意をもって管理・使用するものと、当社の事前の承諾なく第三者に貸与または使用させてはならないものとします。2. 理由の如何を問はず本サービス契約が終了した場合、契約者は当社の請求に従い、貸与物を直ちに返却するものとします。3. 契約者は、貸与物の全部または一部を返却できない場合、当社の請求に従い未返却損害金を支払うものとします。4. 契約者の責に帰すべき事由により貸与物の全部または一部が滅失・毀損した場合、契約者は当社の請求に従いこれを賠償するものとします。

第14条 (本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、本サービス契約が成立した日の属する月の翌月1日(以下「契約起算日」といいます)から2年間とします。なお、提供期間の満了日の1か月前までに、契約者または当社のいずれかより書面による解約の意思表示がない場合、本サービス契約は当該提供期間満了日の翌日から更に2年間更新されるものと、以降も同様とします。

第15条 (本サービスの中止、中断等)

当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することがあります。①当社の電気通信設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合 ②当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより当社が本サービスの提供を行うことが困難となった場合 ③天災事変、火災、盗難その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合 ④契約者の支払滞り期間が3か月以上に及んだ場合 ⑤その他、当社が本サービスの運営上、中止もしくは一時的な中断が必要と判断した場合 2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第16条 (本サービス内容の変更、終了)

当社は、当社が重要と判断した場合、本サービスの内容の一部または全部を変更し、または提供を終了することができます。この場合、当社は本サービスを提供を終了する場合、当社は契約者に事前に通知するものとします。2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第17条 (契約の解除)

契約者および当社は、相手方が契約内容に定める義務の履行を怠った場合は、その履行を勧告し、相手方が3か月以上の義務を履行しないときは、契約を解除することができます。2. 契約者および当社は、特別の事情を生じた場合、書面による1か月前の予告期間をもって相手方の承諾を前提に契約を解除することができます。3. 前項の規定により、第14条(本サービス提供期間)前段による当初契約期間中に契約者が本サービス契約を解約する場合は、契約者は当社に対し、当該契約期間満了までの残期間分の月額利用料の合計額を短期解約金として一括で支払うものとします。なお、本サービス用通信設備等の撤去工事等が必要な場合には、当社は契約者に対し、当該諸費用を請求するものとします。

第18条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用のためにのみ、本サービス用通信設備を使用するものと、本サービスの利用以外の目的のために本サービス用通信設備を使用、改造、設定の変更等を行ってはならないものとします。2. 契約者は、本サービスにおいて次の各号の行為を行ってはならないものとします。①他の契約者の接続情報を不正に使用する行為 ②新しいアクセスの集中を発生させる等、当社または当社指定の第三者(以下「当社等」といいます)の電気通信設備に過大な負荷を発生させる等、当社または当社指定の第三者(以下「当社等」といいます)の電気通信設備を共有する他の契約者または第三者に迷惑・不利益を及ぼす行為。または本サービスに支障をきたすおそれのある行為 ③当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為 ④当社または第三者の財産、プライバシーまたは肖像権等を侵害する行為 ⑤当社または第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉・信用を毀損する行為

⑥いせつ等公序良俗に反するもの、青少年に有害と思われるもの、ポルノまたは虐待に関する画像・映像・音声・文字等の掲載および収録媒体等の物品販売等を行う行為 ⑦インターネット上で、錯誤をあたえるおそれのある内容を表示する行為 ⑧有害なコンピュータプログラムを送信等、当社による本サービスの提供または他の契約者による本サービスの利用に支障を生じさせる行為 ⑨法令に反する行為 ⑩当社の利益に反する行為 ⑪その他当社が不適切と判断する行為

第4章 保守

第19条 (保守の対象機器)

本サービスにおける保守対象機器は(以下「対象機器」といいます)、第12条(本サービス用通信設備の設置条件)により当社が本サービス提供のために契約店舗に設置した、当社が所有または使用権をもつ本サービス用通信設備および店内Wi-Fi接続環境とします。

第20条 (保守サービスの範囲)

1. 対象機器に故障が発生した場合、当社が契約者の要請に基づき、①遠隔保守②交換保守を無償で行うことを旨とします。ただし、修理・調整の結果、部品交換を要する場合は、第22条(保守に係る部品交換)の規定に従うものとします。2. 保守サービスにおいて、契約店舗への訪問が必要となった場合、有償にて対応するものとします。3. 保守対応時間は第24条(保守サービス対応・受付時間等)記載の時間帯に限るものと、保守対応時間が保守サービス時間帯を超えることが明らかなる場合には、翌営業日(当社の定める営業日とする)の保守サービス時間帯に対応するものとします。4. 当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとし、この再委託により発生する債務はすべて当社が負うものとします。5. 次のいずれかの事由によって生じる対象機器の修理および調整等の諸作業については、これを本条第1項の範囲に含めないものとします。①対象機器の保証書等に記載された使用方法に反した契約者の利用取扱いに起因する障害 ②当社の技術員および当社指定の第三者以外の人による修理または調整に起因する場合 ③契約者が当社の承諾なしに対象機器に他の装置や器具を取付けたまたは接続したことにより発生する場合 ④天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合 ⑤保守サービスは、対象機器の経年劣化等による劣化および当社の判断による機器の交換・更新を含むものとします。

第21条 (保守サービスの料金)

保守サービスの料金は、月額基本料金に含むものとします。2. 当社が本サービス提供のために敷設した回線、構内配線は無料保守サービスの対象に含みません。(有償工事となります。)

第22条 (保守に係る部品交換)

対象機器の保守に必要な部品交換部品・付属部品等の取扱いについては、無償といたします。

第23条 (設置場所の変更)

契約者が対象機器の設置場所を変更しようとする場合は、新しい設置場所を事前に当社に書面にて通知するものとします。2. 設置場所の変更にかかる工事は契約者が自己の責任と費用負担で行うものとします。ただし、契約者は、対象機器が当社所有または使用権を有するものであることを十分認識の上取り扱うものとし、対象機器の全部または一部に毀損等が生じた場合には、第13条(貸与物の管理)第4項を準用するものとします。3. 設置場所の変更に伴い、本サービス契約の内容を変更し、または本サービス契約を解除することができるものとします。

第24条 (保守サービス対応・受付時間等)

保守サービスの対応・受付時間帯は、以下の時間帯で対応・受付をいたします。月曜～金曜(祝祭日・年末年始を除く) 10:00～20:00 2. 遠隔監視についても上記と同様とします。

第25条 (保守サービスの提供)

保守サービスの提供期間は、第14条(本サービス提供期間)の規定に準ずるものとします。2. 保守サービスのみは解約はできないものとします。

第5章 支払

第26条 (請求ならびに支払方法)

契約者は、当社が請求する初期費用、月額基本料金およびその他費用(以下「利用料等」といいます)を、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。2. 当社は、契約者が支払われなければならない利用料等を本サービス契約のお申込み前に契約者に書面にて通知します。3. 当社は、契約者より支払われた利用料等を本約款に特約の規定がある場合を除き、返還いたしません。4. 契約者は、第2条(本約款の変更)の規定に従い本約款が改定され、利用料等の改定が行われた場合、既に支払った利用料等(以下「前払い利用料」といいます)と改定された利用料等との過不足を当社からの請求に従い改定後利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算するものとします。なお、利用料等の値下げの改定の場合、前払い利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算した額を返還し、償還義務が対当額をもってそれぞれの発生期日に相殺されることを契約者、当社は予め合意するものとします。

第27条 (延滞利息)

本サービス契約に基づく金銭的債務(利用料等を含むが、これに限りません)に関し、当社が定める支払期日を1ヶ月を超えても契約者が支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して遅延した日の前日までの間につき、年率4.0%の割合で計算した額を延滞利息として、契約者に対し請求できるものと、契約者は当社の請求に従い支払うものとします。

第6章 権利義務譲渡・地位の継承

第28条 (権利義務譲渡) 契約者は、本サービス契約上の権利、義務、およびその他本サービス契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、貸貸、並びにその他の処分をすることはできません。

第29条 (契約者の地位の継承)

契約者の本サービス契約上の地位は、会社法に基づく事業継承または法定相続等による場合かつ当社が別途その継承を承諾した場合に限り第三者が継承することができるものとします。2. 本サービス契約上の地位の継承を受けることを希望する者は、速やかに当社が指定する方法により、事業承継の事実およびその権利の移転の旨を請求を当社に通知し、承諾を得なければならない。なお、当社が本サービス契約上の地位の継承を承諾しない場合、契約者との既存の本サービス契約は契約者と当社との間で合意した日をもって終了するものとし、その地位の継承を希望した者が本サービスの提供を受けるためには、新規の契約申込を必要とあります。

第7章 個人情報の保護

第30条 (個人情報の取扱い)

当社は、当社が保有する契約者および本サービスの利用希望者の個人情報に関し、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針」(https://usen-next.co.jp/privacy/policy.html)および「個人情報の取扱いについて」(https://usen-next.co.jp/privacy/policy2.html) (以下、総称して「個人情報保護規定」といいます)に基づいて適正に取り扱います。

- ① 当社は、契約者および本サービスの利用希望者を、個人情報保護規定に従うほか、以下の目的で利用します。
② 本サービス提供のための、本サービス契約の成立のため
③ 契約者への本サービスの提供
④ 契約者の管理
⑤ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
⑥ 対象機器等の梱包、発送業務
⑦ 料金の請求に関する業務
⑧ 本サービス提供のための本サービスの利用希望者からの問合せへの対応業務
⑨ 当社が発行する本サービスに関するメールマガジンの配信
⑩ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘 (Eメール等)
⑪ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
⑫ 本サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
⑬ 当社は、個人情報保護規定に従い個人情報を適切に保護(イ)加入者の同意が得られた場合、(ロ)法令等により開示を求められた場合、(ハ)開示を当社の手続きで開示を要請された場合または消費者センター、弁護士等との公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ニ)合併、営業譲渡その他の事由による事業の継承の際に必要な応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的、提供される個人情報項目、提供の手段または方法、当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、および属性

4. 当社は、個人情報保護規定に従い、本条第2項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第33条 (本人確認と代理人による請求)

当社は、個人情報の開示・訂正請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。

第8章 その他

第34条 (免責等)

本サービスは、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品価値・正確性・有用性を有することおよび不具合が生ずることについて、なんら保証するものではありません。2. 天災地変その他の不可抗力事由、当社の責めに帰せざる事由により、本サービスの提供が停止した場合には、当社は速やかに契約者に通知し、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。また、その停止により契約者に発生した損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。3. 契約者の過失に帰せざる事由により、本サービスの提供が停止した場合には、当社は、契約者の申し出により契約者と協議の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。この場合、必要な措置に関する費用については契約者の負担とします。4. 本サービスに関連して契約者や他の契約者または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負いません。

第35条 (協議)

本サービス契約の履行に関し契約者と当社との間に疑義が生じた場合、両者は協議の上誠意をもって解決に努めるものとします。2. 前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

第9章 雑則

第36条 (準拠法)

本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

・本約款は2019年6月3日より効力を発するものとします。